

表 化粧品監督管理条例の主な内容

	主な内容
第1章 総則	・ 国家は化粧品および化粧品原料に対し、リスクの程度によって分類管理を行う（第4条）。 ・ 国務院薬品監督管理部門が全国の化粧品監督管理業務を担当する（第5条） ・ 化粧品の登記人、届出人は化粧品の品質安全や宣伝した効能に対し責任を負う（第6条）
第2章 原料と製品	・ 我が国において初めて化粧品に使用される天然あるいは人工的な原料を化粧品の新原料とする。防腐、日焼け止め、カラー、パーマ、シミ取り美白効果のある化粧品の新原料については国務院の薬品監督管理部門で登記後に使用を認める（第11条）。 ・ 特殊化粧品は国務院薬品監督管理部門にて登記後に生産、輸入を認める（第17条）。 ・ 特殊化粧品の登記有効期限は5年間とする（第24条）。
第3章 生産販売	・ 化粧品の登記人、届出人は自身で化粧品を生産、また他の企業に生産を委託することができる（第28条）。 ・ 化粧品の登記人、届出人、委託生産企業は品質安全責任者を設置し、品質安全管理責任を負う（第32条）。 ・ 化粧品のラベルに関し次の表示を禁止する。（1）医療効果を明示あるいは暗示する内容（2）虚偽あるいは誤解を与える内容（3）社会の公序良俗を違反する内容（4）法律や行政法規で禁止している内容（第37条）。
第4章 監督管理	・ 薬品監督管理部門が化粧品の生産経営に対し検査監督を実施する際に、次の措置を実施できるものとする。（1）生産販売場所で現場検査を実施すること（2）生産販売している化粧品に対しサンプル検査を実施すること（3）強制性国家基準や人体に危害を及ぼす影響のある化粧品や原料などを差し押さえること（第46条）。
第5章 法律責任	・ 違法に生産販売された価値が1万元未満の化粧品に対し、5万元以上15万元以下の罰金を科す。違法に生産販売された価値が1万元以上の化粧品に対し、化粧品価値の15倍以上30倍以下の罰金を課す（第59条）。 ・ 届出時に虚偽の資料を提出した場合は届け出を取り消す。3年以内に当該届出を受け付けない、違法に得た所得やすでに生産、輸入した商品を没収する（第65条）。
第6章 附則	・ 歯磨き粉は一般化粧品の規定に基づき管理する。石鹸は本条例を適用しない（第77条）。 ・ 本条例施行前に登記した育毛、脱毛、バスト美容、シェイプアップ、消臭用の化粧品については本条例施行日より5年間の過渡期を設ける。過渡期間内に生産、輸入、販売することができる（第78条）。

（出所）化粧品監督管理条例を基にジェトロ作成